

西和賀町錦秋湖グラウンド
ネーミングライツ・パートナー募集要項

令和6年5月

西和賀町生涯学習課

1 目的

ネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得ることにより、安定的な自主財源を確保し、当該施設の持続可能な維持管理、運営を図るほか、本町とネーミングライツ・パートナーとが連携及び協力することにより、施設の魅力を高め、町民サービスの向上及び地域の活性化を図ります。

2 対象施設の概要

（１）施設名

西和賀町錦秋湖グラウンド

（２）所在地

岩手県和賀郡西和賀町川尻 4 1 番地 3 4 番地 2

（３）設置目的

西和賀町体育施設条例第 1 条に基づき、町民の健康づくりと生涯スポーツの振興を図るため設置する。

（４）施設規模・構造等

鉄骨鉄筋コンクリート造（メインスタンド）

敷地面積 14, 140. 46 m²

（５）施設内容

グラウンド面積 11, 914. 54 m² スタンド 238. 706 m²

管理棟 218. 578 m² 照明施設（6 基 12 灯）

（６）利用状況

年度	利用者数	主な野球大会等
01年度	1,295人	岩手県還暦軟式野球大会・北上線沿線中学校選抜野球大会 北上市長杯争奪野球大会
02年度	1,161人	北上線沿線中学校選抜野球大会 北上市長杯争奪野球大会・錦秋湖500歳野球大会
03年度	1,415人	北上市長杯争奪野球大会・北上線沿線中学校選抜野球大会 和賀地区中学校総合体育大会軟式野球競技
04年度	1,829人	北上市長杯争奪野球大会・北上線沿線中学校選抜野球大会 和賀地区中学校総合体育大会軟式野球競技
05年度	1,489人	岩手県早起き野球野球大会 北上線沿線中学校選抜野球大会

3 愛称の付与

錦秋湖グラウンドに対し、企業名、商品名等を含めた愛称を付与することができます。ただし、次の事項に留意してください。

(1) 愛称付与の条件

- ア 公の施設としてふさわしいものであり、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から、町民や施設利用者等の理解が得られる愛称を提案してください。
- イ 愛称には、「グラウンドまたはスタジアム」を含めてください。
- ウ 著作権、商標権等の知的財産権については、応募者側において、権利者との調整等を完了していることが必要です。それらに関する紛争等が生じた場合は、応募者側の責任と費用において解決するものとし、本町は責任を負わないものとします。
- エ 今回募集する名称は、施設の愛称であるため、条例で定める施設の名称の変更は行いません。
- オ 利用者の混乱を避けるため、愛称と正式名称を併記する等の措置を講ずることがあります。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することはできません。

- ア 法令等に抵触するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 政治活動又は宗教活動に関するもの
- エ 個人又は団体の意見広告に関するもの
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業に該当するもの並びにこれらに類似するもの
- カ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- キ 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第3項に規定する先物取引に関するもの
- ク アからキまでに掲げるもののほか、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名の変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、愛称の変更はできないものとします。

(4) その他

- ア 町は愛称を積極的に使用し、ホームページ、広報誌等の広報媒体で愛称の普及及び定着に努めるほか、関係団体に対し周知及び使用を促すものとします。
- イ 国際試合のような規模が大きい大会等が開催される場合、イベントに伴う報道等において愛称の使用が制限されることがあります。

4 愛称の表示

- (1) ネーミングライツ・パートナーは、施設名称を表示する看板、サイン、案内看板等（以下「看板等」という。）の表示を変更することができます。

- (2) 本町と協議の上、新たに愛称を表示する看板等を設置することができます。(法令に基づく規制、施設構造等により制限される場合があります。)

5 ネーミングライツ料(最低金額)

年額20万円(消費税額及び地方消費税額別途)

※上記以上の金額での募集とします。

6 契約期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで(3年間)

7 パートナーにとってのメリット

- (1) ネーミングライツ・パートナーには、次の特典があります。詳細については、優先交渉権者と協議の上決定します。

・本町がネーミングライツ・パートナー名を付けた事業を開催いたします。

(年間1回とし、事業については本町が決定します。)

・施設内にネーミングライツ・パートナー名を掲示することができます。

(掲示場所等については、本町が決定します。)

- (2) (1)のほかに、希望するパートナーメリットがある場合、ネーミングライツ・パートナー応募申請書(様式1)に記入してください。

- (3) 当該パートナーメリットについては第三者への譲渡、承継等はありません。

8 命名に伴う表示の変更等に係る費用負担

本町とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次表のとおりとします。

区 分	本町	ネーミングライツ・ パートナー
敷地内外の看板等の表示変更及び新規設置※1		○※2
契約期間終了後の原状回復		○※2
パンフレット、封筒等の印刷物の表示変更※3	○	

※1 町及び関係機関と協議の上、可能な場合行うことができます。

なお、看板等の表示変更及び新規設置に当たっては、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び西和賀町屋外広告物規則(平成20年規則第22号)等の関連法令等を遵守の上、ネーミングライツ・パートナーにおいて必要な事務手続を行ってください。

※2 敷地内外の看板等の表示変更、新規設置及び契約期間終了後の原状回復に係る費用については、ネーミングライツ料の他にネーミングライツ・パートナーに別途負担していただきます。

※3 残部数や改訂時期等を考慮し、協議の上、決定するものとします。

9 応募資格

応募資格を有する者は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。ただし、次に掲げる業種又は法人等は除くものとします。

- （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第２条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- （２）消費者金融
- （３）たばこ
- （４）ギャンブル（当せん金付証票法（昭和２３年法律第１４４号）に基づき発行される宝くじ及び公営競技に係るものを除く。）に係る法人等
- （５）社会問題を起こしている業種、法人等
- （６）法律の定めのない医療類似行為を行う法人等
- （７）興信所、探偵事務所等
- （８）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）及び会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生又は更生の手続中の法人等
- （９）各種法令に違反している法人等
- （１０）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない法人等
- （１１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団及び法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第２条第２号に規定する暴力団又は法第２条第６号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する法人等
- （１２）インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号）第２条第３号に規定するインターネット異性紹介事業者に該当する法人等
- （１３）特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号）に規定する連鎖販売取引を行う法人等
- （１４）西和賀町競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている法人等
- （１５）法人税、消費税、地方消費税又は町税を滞納している法人等
- （１６）（１）から（１５）までに掲げるもののほか、本町のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる法人等

10 応募手続

- （１）募集要項の配布期間及び応募期間

令和６年５月２０日（月）から令和６年６月１４日（金）まで

受付時間は９時から１７時まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。

(2) 応募方法

応募期間内に次の提出書類を持参又は郵送により提出してください。

(郵送の場合は、令和6年6月14日(金)必着とします。)

電子メール、ファクシミリ等による受付は行いません。

【提出書類】

ア ネーミングライツ・パートナー応募申請書(様式1)

イ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要が分かるもの

ウ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

エ 直近3年分の決算報告書

オ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証する証明書並びに町税の滞納のないことを証する証明書

※ その他、町が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

【提出先】

(住 所) 〒029-5512 岩手県和賀郡西和賀町川尻40地割40番地71

(所管課) 西和賀町教育委員会生涯学習課

(3) 施設見学会

応募者(応募予定者を含む。)を対象に次のとおり施設見学会を開催します。参加を希望する法人等は6月5日(水)までに施設見学会参加申込書(様式2)を「20申込み・問合せ先」に持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

ア 開催日時 令和6年6月10日(金)

午前10時から正午まで

集合場所等については、参加申込時に連絡します。

イ 内 容 錦秋湖グラウンドの見学

ウ 参加者 1応募者につき2名までとします。

ただし、2名を超える場合は、連絡してください。

(4) 応募に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和6年5月20日(月)から令和6年6月5日(水)まで

イ 受付方法 質問書(様式3)に記入の上、「20申込み・問合せ先」に持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

(5) 応募に関する質問の回答

質問に対する回答は、6月7日(金)までに質問者へファクシミリ又は電子メールで送付します。また、全ての質問と回答については、本町ホームページにて公表します。

11 応募に関する留意事項

(1) 提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 応募書類は理由のいかんを問わず、返却いたしません。また、応募書類は公表することがあります。

(3) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(4) 本町が提示する設計図書等の著作権は西和賀町及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業の内容について公表する場合その他本町が必要と認める場合は、本町は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 応募期間内に所定の提出書類が整わなかったとき。

(4) その他不正な行為があったとき。

13 選定方法

錦秋湖グラウンドネーミングライツ審査委員会において、次の審査項目及び審査基準を基に総合的に審査を行い、優先交渉権者の特定と併せて、次点以下の交渉順位について決定します。

審査項目	主な審査基準	配点
応募団体	・ 応募法人等の経営は健全か ・ 地域社会への貢献度は高いか	10点
愛称	・ 町民に親しみやすく、呼びやすいものか ・ 施設の管理運営に支障は生じないか ・ 同施設を利用する競技団体等の活動に支障は生じないか	30点
金額	応募金額と最低金額との差額を最高額の応募金額と最低金額の差額で除して算出した率に50点を乗じた値（小数点以下第1位を四捨五入）を得点とする。 《算定式》 $\frac{\text{応募金額} - \text{最低金額}}{\text{最高額の応募金額} - \text{最低金額}} \times 50 \text{ 点}$	50点
その他 (施設の魅力向上、地域活性化につながる提案等)	・ 導入施設にふさわしい内容か ・ 実現可能な内容か等 審査において必要な事項	10点
合計		100点

※ 応募者が1者の場合でも審査委員会においてネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか否かについて審査等を行います。

※ 審査委員会は、優先交渉権者が提案した愛称に対し、意見を付することがあります。

※ 結果については、応募者に文書で通知します。また、優先交渉権者名、審査点数、審査の経

過等について、町ホームページで公表します。

14 優先交渉権者との協議

優先交渉権者特定後、契約に係る必要事項、愛称の表示に係る事項、パートナーメリット等について協議を行います。

協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議を行います。

15 ネーミングライツ・パートナーの決定、契約締結及び公表

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定及び契約の締結

優先交渉権者との協議が調った場合は、当該法人等をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) 公表

ネーミングライツ・パートナー決定後、速やかに当該法人等の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を町ホームページ等で公表します。

16 ネーミングライツ料の納入時期等

ネーミングライツ料は、契約期間中の各年度の7月末までに、本町が発行する納入通知書に基づき、支払うものとします。なお、分割して支払うことはできません。

17 契約の解除

本町は、ネーミングライツ・パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ・パートナーの決定の取消し、又は契約期間満了を待たずに契約を解除できることとします。この場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。

- (1) ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者資格の取得後に応募資格要件を欠いたとき。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが契約に違反したとき、又は正当な理由なく契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) ネーミングライツ・パートナーが公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行い、本町又は錦秋湖グラウンドのイメージが損なわれるおそれが生じたとき。
- (4) ネーミングライツ・パートナーが法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) ネーミングライツ・パートナーが国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産したとき。
- (6) その他の事情等により、ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるとき。

18 その他

- (1) 新たにパートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合、又は愛称が第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害した場合は、ネーミングライツ・パートナーが費用等を負担することとなります。
- (2) その他、契約に定めがない事項が生じた場合は、本町とネーミングライツ・パートナーが協議するものとします。

19 スケジュール

ネーミングライツ・パートナーの選定から契約期間の開始までは、次のスケジュールで行う予定です。

令和6年 6月	ネーミングライツ・パートナー審査委員会
6月	優先交渉権者との協議
令和6年 6月下旬	契約締結（契約内容の公表）
契約締結後 随時	施設パンフレット、HP作成 看板等設置・変更
令和6年 7月1日	契約期間開始

20 申込み・問合せ先

〒029-5512

岩手県和賀郡西和賀町川尻40地割40番地71

西和賀町教育委員会生涯学習課

担当 佐藤

TEL：0197-82-3283

FAX：0197-82-3111

Email：syougaiakusyu@town.nishiwaga.lg.jp